

第1号訪問事業所 様
第1号通所事業所 様
居宅介護支援事業所 様
地域包括支援センター 様

高槻市健康福祉部
長寿介護課長

高槻市介護予防・生活支援サービス事業における
利用者負担割合「3割負担」等の導入について（通知）

平素は、本市高齢者福祉・介護保険行政にご協力いただき、誠に有難うございます。

さて、介護保険法改正により介護（予防）給付における利用者負担割合に「3割負担」が設けられたことに伴い、介護予防・生活支援サービス事業の各種サービスにおいても平成30年8月より「3割負担」を導入することとなります。利用者負担割合については、「介護保険負担割合証」に記載された割合に基づき利用者に費用を負担していただきます。また、生活援助訪問サービスについては利用者負担額を一律200円としておりましたが、今回の改定に併せて利用者負担額を下記のとおり変更することと致します。導入にあたりまして、介護予防・生活支援サービス事業に係る各種要綱およびサービスコードを一部改正いたします。介護予防・日常生活支援総合事業に係る情報については随時、長寿介護課のホームページに掲載しますのでご確認ください。よろしくお願いいたします。

記

1. 対象サービス

- ・介護予防訪問サービス
- ・共生型訪問サービス
- ・生活援助訪問サービス（次項のとおり）
- ・介護予防通所サービス
- ・共生型通所サービス
- ・短時間通所サービス

※介護予防ケアマネジメントについては、利用者負担はありません。

2. 生活援助訪問サービスの利用者負担額

変更前	変更後
200円/回	200円/回（1割負担者）
	300円/回（2割負担者）
	450円/回（3割負担者）

3. 添付資料

- ・高槻市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表（平成30年8月施行版）

以上

高槻市 健康福祉部 長寿介護課
総合事業・体制整備チーム 井上・梶田
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
TEL：072-674-7167／FAX：072-674-7183